

宝塚市公共施設等総合管理計画改訂等支援業務委託

特記仕様書

宝塚市施設マネジメント課

令和6年(2024年)4月

1 業務名

宝塚市公共施設等総合管理計画改訂等支援業務委託

2 業務目的

持続可能な行財政経営の実現のため、宝塚市公共施設等総合管理計画の見直し等を行うことにより、本市の公共施設マネジメントの実効性を向上させることを本業務の目的とする。

3 成果品

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 宝塚市公共施設等総合管理計画(改訂案) | 電子データ |
| (2) 宝塚市公共施設(建物施設)再編計画(案) | 電子データ |
| (3) 支援業務報告書 | 電子データ |

4 成果品の概要

- (1) 宝塚市公共施設等総合管理計画(改訂案)(以下「総合管理計画」)

総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」に示された事項が記載されており、宝塚市公共施設等総合管理計画(令和4年(2022年)6月改訂(以下「総合管理計画」))を最新の本市の状況や課題を踏まえて目標や方針等を見直し、改訂するもの。

- (2) 宝塚市公共施設(建物施設)再編計画(案)(以下「再編計画」)

(1)で見直した方針や目標値等を踏まえ、再編の方針及び対象施設の再編の考え方をまとめたもの(保有量最適化方針との整合を図る)。

- (3) 支援業務報告書

(1)(2)を策定する中で、事業者が行った各種検討や分析、支援の内容等について報告するもの。

5 対象施設

宝塚市が所有する公共施設(建築物及びインフラ関連施設)。

6 業務期間

契約締結の日から令和 8 年(2026 年)3月 31 日まで

7 業務内容

(1) 業務概要

総合管理計画の改訂及び再編計画の策定の支援を行うものとする。

支援においては、事業者の専門知識や経験、ノウハウを活かすことで効果的・効率的に業務を進めることを期待している。

(2) 業務内容

本業務にて受注者が行う業務の内容を示す。なお、原則として、業務に必要な本市の保有する情報は本市から提供する。なお、本市からの情報提供が困難な場合には事業者にて用意するか、本市と協議の上、適切な仮定等を行うこと。

ア 総合管理計画の改訂支援

(ア) 目標値の見直し

【概要】

総合管理計画における公共施設マネジメントの目標値の見直しの支援を行う。なお、持続可能な行財政経営を実現するため、目標値は財政的根拠を伴ったものとする。

【業務内容】

- ① 複数の目標値設定手法を抽出・比較検討し、目標値の試算や手法の評価を行い、本市にとって最適な目標値設定手法を選定すること。なお、目標値は短期・中期・長期について設定する。

【想定スケジュール】

- 令和6年(2024年)7月～10月

※令和6年11月の宝塚市公共施設マネジメント推進会議にて目標値を決定する予定

(イ) 記載内容の見直し

【概要】

本市が行う総合管理計画の記載内容の見直しの支援を行う。

【業務内容】

- ① 本市が行う総合管理計画の記載内容の見直しにおいて、改訂案の確認・コメント及び本市へのアドバイスを行うこと。なお、見直しにあたっては、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(令和5年10月10日改訂)」に基づくものとする。

【想定スケジュール】

- 令和6年(2024年)7月～令和7年(2025年)1月

※1 令和7年2月の宝塚市公共施設マネジメント推進会議にて総合管理計画(改訂案)の見直し内容を報告する予定

※2 令和7年3月～令和7年5月に本市がパブリックコメントを行い、令和7年5月に総合管理計画の改訂を行う予定

イ 再編計画の策定

公共施設(建物施設)の再編や用途廃止後の跡地活用の取り組みを促進することを目的として、公共施設(建物施設)の再編及び跡地活用をどのように進めるのかについて、原則的・統一的な市の考え方をルール化し、再編計画に定める。また、定めたルールに基づき、各施設の再編の方針を検討するとともに、今後重点的に取り組むべき事業(重点取組事業)として、具体的な再編候補施設・エリアの提案を行う。なお、これらの方針や考え方の整理を通して、本市職員の公共施設マネジメントへの理解を深め、組織の実行力を高めることを目指す。

(ア) 再編の基本的な考え方、再編方針の整理

【概要】

今後、公共施設の再編を考えるうえで根幹となる考え方である「基本的な考え方」及び各施設の再編を考えるうえで、対象施設やエリア、官民連携や広域化、複合化等の再編手法の適用を検討する際の指針となる「再編方針」を整理するための支援を行う。

【業務内容】

- ① 総合管理計画等や関連計画との整合を図りつつ、まちづくり・EBPMの視点で分析・検討を行い、公共施設(建物施設)の再編及び跡地活用の基本的な考え方・再編方針の整理を行うこと。
- ② ①において、市民との協働・共創につなげるため、多様な市民の意見を取り入れるための取り組みを行うこと。
- ③ 本市職員の公共施設マネジメントへの理解を深め、組織の実行力を高めるための取り組みを行うこと。

【想定スケジュール】

- 契約日～令和7年度(2025年度)上半期

※適宜、意思決定が必要なタイミングで宝塚市公共施設マネジメント推進会議に諮ることとする

(イ) 重点取組事業の選定

【概要】

再編の基本的な考え方と再編方針に基づき、各施設の再編の方針を検討するとともに、今後重点的に取り組むべき事業(重点取組事業)として、具体的な再編候補施設・エリアの提案を行う。

【業務内容】

- ① 再編の基本的な考え方と再編方針に基づき、各施設の再編の方針を検討するとともに、今後重点的に取り組むべき事業として、具体的な再編候補施設・エリアを選定する支援をすること。なお、選定にあたっては、本市の行財政経営及びまちづくりの視点で各種分析を行い、合理的な判断が行えるよう配慮することとする。
- ② ①において、市民との協働・共創につなげるため、多様な市民の意見を取り入れるための取り組みを行うこと。
- ③ 本市職員の公共施設マネジメントへの理解を深め、組織の実行力を高めるための取り組みを行うこと。

【想定スケジュール】

- 契約日～令和7年度(2025年度)下半期

※適宜、意思決定が必要なタイミングで宝塚市公共施設マネジメント推進会議に諮ることとする

(ウ) 再編計画の策定

【業務内容】

- ① (ア)(イ)を取りまとめ、再編計画を作成すること。

【想定スケジュール】

- 契約日～令和8年(2026年)1月

※ 令和 8 年 2 月の宝塚市公共施設マネジメント推進会議にて再編計画を報告する予定

ウ 庁内調整支援

(ア) 本業務を遂行するにあたって必要となる協議・会議等に参加すること(月 1 回程度)。また、協議資料の作成を支援すること。

(イ) 協議記録の作成を行うこと。

8 業務管理

(1) 円滑なコミュニケーション

本業務の目的達成には、本市及び受託者の円滑なコミュニケーションが必須であることから、円滑なコミュニケーションを実現できるよう努めること。

(2) 工程遅延防止

受注者の事由により工程遅延を発生させないように努めること。

9 業務計画書

(1) 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成の上、本市に提出し、承認を得ること。

(2) 業務計画書には、契約図書に基づき、下記事項を記載すること。

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 工程表

エ 体制表

オ その他必要事項

- (3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上でその都度、本市に変更した業務計画書を提出し、承認を得ること。

10 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は不必要な再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、受託者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

11 法令等の順守

受託者は、業務の履行にあたっては契約書及び本仕様書の他、関係法令を遵守すること。

12 成果品の帰属

本業務において作成した成果品に係るすべての権利は本市に帰属する。また、受託者は、本市の許可なく第三者へ貸与・譲渡してはならない。

13 疑義

業務を遂行するにあたり、契約書や本仕様書に特に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、本市と受託者の協議によって決定するものとする。

14 その他

- (1) 本市は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに本市及び関係機関に報告するとともに迅速な対応を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務履行に当たり、本市又は第三者に損害を及ぼした場合は、本市の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。